

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

30期(1976/昭和51年)

世の中は、変わる

会員 鴨田 哲郎 (30期)

私は30期（1978年登録）。40数年も前の修習時代のことを書いてどんな意味があるのか？ 修習については、その内容、期間、賃金等大きく変わっている。今、私が役に立つとすれば、世の中も、社会も、司法も、変わるということを若い人に伝えることであろうか。

研修所出頭の初日、私たち修習生に配られたのは『修習生心得』なる小冊子であった。受験勉強に明け暮れ、世の中を知らない修習生に社会常識を教えてやろうと最高裁事務総局は考えたのであろう。

しかし、当時、司法の世界は「司法反動」と呼ばれる時期の真っ只中にあった。これを象徴する一つの事件が女性修習生差別発言である。曰く、「男が命をかけた司法の世界に女が来るとは許せない」「研修所を卒業したらその能力を腐らせて、家庭に入れ」。現職のエリート裁判官の発言である。しかもこれが血迷った一裁判官の妄言ではなく、民裁教室で意思統一して、研修旅行の行きの列車内で10クラス一斉に行われたのである。当時の司法、ひいては社会の状況のなせる発言であった。

あれから40年、今や自民党政権が女性活躍を訴える時代である。この間、様々な分野で多くの闘いがあったであろう。この40年を長いとみるか、短いとみるかは人それぞれであろうが、いずれにしても世の中（巨艦）は変わるのである。しかし、巨艦を押し続ける人が居続ければ、の話である。

私は40数年間、一貫して労働者側の労働弁護士として活動してきた。その基礎を作ったのは修習生時代の読書である。多くの受験生がそうであったよう

に、最初は冤罪事件への興味から始まった。「まだ、最高裁がある」の八海事件、斎藤茂男記者（菅生事件の犯人を追いつめた）による徳島ラジオ商殺し事件の講演（映画『証人の椅子』）、松川事件（廣津和郎『松川裁判』、映画『にっぽん泥棒物語』）などなど。そして、上田誠吉『国家の暴力と人民の権利』。これらの中で「主戦場は法廷の外」「可能性の裁判」などを学んだ。

当時、司法反動が吹き荒れる一方、労働運動では前進もあった。60年代には労働裁判は御葬式とすら呼ばれていたが、“敵よりも1日も長く”（『東京争議団物語』など）から“早く高く勝利を”とスローガンが掲げられるものになった。高野不当解雇撤回対策会議『石流れ木の葉沈む日々』、今崎暁巳『友よ！未来をうたえ』、鎌田慧『自動車絶望工場』、斎藤茂男『わが亡きあとに洪水は来たれ！』などなど。その頂点がスト権ストであったかも知れない。この当時、春闘で電車が止まるのは当たり前、スト権ストでは国民は黙々と私鉄に並び暴動のようなことは一切起こらなかった（当時受験生であった私も並んだ）。しばらく後には年賀状が届かない正月もあった（内藤国夫『ハガキ無宿』）。

修習時代、多くの争議の現場に行ったり、話を聞いたりした。その中で印象に残るのは大企業と中小企業の格差であった。ある大企業の労働者が思想差別されたとして差額賃金を訴えた。ところが、その額はタクシー労働者の年収とほぼ同じ額であった。これで「同じ」労働者と言えるのか、労働者の「連帯」が成り立つのか、今も続く問題である。